

村上市総合評価方式試行要領

平成 20 年 6 月 16 日

告示第 147 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、村上市が発注する建設工事の質を確保することを目的として、入札において価格及び価格以外の内容を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、村上市制限付一般競争入札実施要綱（平成 20 年村上市告示第 25 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 総合評価方式とは、入札の申込みのあった者（以下「申込者」という。）のうち、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格及び技術力の両面から最も優れた評価を得た者を入札の落札者とする入札方式をいう。

(総合評価方式の型式等)

第 3 条 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の 3 つの型式に区分する。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種又は類似工事の経験等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するものであり、当該工事の内容により次のとおり分類するものとする。

ア 簡易（実績）型

比較的小規模で、簡易な施工計画（提案）の提出を求めず、同種又は類似の工事経験、工事成績等に基づき、技術力と価格とを総合的に評価するもの

イ 簡易（提案）型

簡易な施工計画（提案）、同種又は類似の工事の経験、工事成績等に基づき、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(2) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、本市が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、安全対策、交通および環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案を求め、当該技術提案に係る具体的な施工計画、同種又は類似の工事の経験、工事の成績等と併せ、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(3) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、

景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、当該技術提案に係る具体的な施工計画、同種又は類似の工事の経験、工事成績等と併せ、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項(同令第167条の13により準用する場合を含む。)同法施行規則12条の4の規定に基づき、総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定により意見を聴くため、学識経験者による村上市総合評価アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置く。

(入札参加資格)

第5条 総合評価方式による入札に参加することができる者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は要綱第5条の規定を準用する。

(施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価)

第6条 施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価については、簡易型、標準型及び高度技術提案型の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める技術資料及び技術提案を入札参加者から提出をさせ、評価を行うものとする。

(1) 簡易型

ア 簡易(実績)型

(ア) 企業の技術力・地域貢献度等確認資料(別記様式第1号)

(イ) 配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第2号)

(ウ) 工事成績

イ 簡易(提案)型

(ア) 企業の技術力・地域貢献度等確認資料(別記様式第1号)

(イ) 配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第2号)

(ウ) 施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書(別記様式第3号)

(エ) 工事成績

(2) 標準型

ア 企業の技術力・地域貢献度等確認資料(別記様式第1号)

イ 配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第2号)

ウ 市が標準として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容につ

いて、標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画（以下「技術提案」という。）を記した技術提案書（別記様式第4号）

（3）高度技術提案型

前号に定める資料のほか、その都度市長が定める資料

（総合評価方式による入札の公告）

第7条 総合評価方式による入札を行おうとする場合は、要綱第6条に規定する入札公告（以下「公告」という。）により入札希望者に技術資料及び技術提案の提出を求めるものとする。

2 前項の場合においては、次に掲げる事項を公告に明示するものとする。

- （1）当該工事が総合評価方式の対象工事であること
- （2）価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準
- （3）総合評価の方法及び落札者の決定方法
- （4）技術資料及び技術提案の作成、提出方法
- （5）簡易な施工計画及び技術提案の内容が満足できない場合の措置
- （6）その他総合評価方式を行う上で必要な事項（入札参加条件、無効条件等）

（入札参加申請）

第8条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、公告に定める期間及び方法により制限付一般競争入札参加申請（以下「入札参加申請」という。）を市長に対して行わなければならない

2 前項の入札参加申請は、第6条に定める資料に別記様式第5号を添えて行うものとする。

（入札参加資格の審査）

第9条 総合評価方式による入札参加資格の審査は、要綱第8条の規定を準用する。

（入札及び開札）

第10条 入札参加者は、公告に定める期間及び方法により入札しなければならない。

2 開札は、公告に示す日時及び場所で行う。

（技術資料及び技術提案の評価）

第11条 第8条第2項の規定により提出された技術資料及び技術提案をあらかじめ定められた評価基準により、各評価項目を点数化し評価を行うものとする。

2 前項の評価を行う場合においては、必要に応じ、入札参加希望者等に対してヒアリングを実施するものとする。

3 簡易な施工計画や技術提案の内容が不適正な場合は、入札無効とする。

（総合評価の方法及び落札候補者の決定）

第12条 総合評価の方法は、以下に示した算式により行うものとし、予定価格の範囲内で最低価格と入札価格から算出される価格評価点に、技術資料や技術提案について、評価項目ごとに点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えた評価点によ

り落札候補者を決定するものとする。

なお、最低価格とは、入札参加者が入札した価格の内、最低制限価格を下回る入札価格を除いたものの最低価格をいう。

(1) 評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

(2) 価格評価点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格

2 前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

3 評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(技術資料及び技術提案の担保)

第 13 条 落札者となった者が、契約後、その者の責により第 8 条の規定により提出された技術資料又は技術提案の内容が満足できない場合は、次の措置を講じることができる。

(1) 技術資料及び技術提案の内容と施工内容に著しい差異があるときは、村上市建設工事請負基準約款第 48 条の規定による契約解除

(2) 工事成績評定におけるマイナス評価

(簡易な施工計画等の秘密保持)

第 14 条 市長は、提出された簡易な施工計画及び技術提案について、公表しないものとする。

(技術提案内容の使用)

第 15 条 市長は、技術提案について、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知し、又は了解を得ることなく、本市が発注する工事に使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案については、この限りでない。

(書類等の作成費用)

第 16 条 入札参加申請者が技術資料及び技術提案等の作成に要した一切の費用は、当該申請者の負担とする。

(評価結果の公表)

第 17 条 市長は、総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、入札参加者に結果を通知するとともに、次に掲げる事項を公表する。

(1) 入札参加者名

(2) 各入札参加者の入札金額

(3) 各入札参加者の価格評価点

(4) 各入札参加者の技術評価点

(5) 各入札参加者の評価点

2 入札参加者は、前項の規定により公開された評価点等について結果通知の日から 7 日以内に、市長に対して疑義の照会をすることができる。

3 市長は、前項の規定により照会があった場合は、その結果を照会のあった日から 7 日以内に当該入札参加者に回答するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。